

第2次比企広域市町村圏組合
地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

平成 30 年 3 月
比企広域市町村圏組合

目 次

1. 基本事項

- 1-1 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-4 基準年度と計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-5 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 第1次期間の達成状況

- 2-1 温室効果ガス排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2-2 エネルギー使用量等の状況・・・・・・・・・・・・4

3. 削減目標

- 3-1 温室効果ガス排出削減目標・・・・・・・・・・・・5
- 3-2 エネルギー使用量等の削減目標・・・・・・・・・・5

4. 具体的な取り組み

- 4-1 取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

5. 計画の推進と進行管理

- 5-1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5-2 点検及び実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・8

1. 基本事項

1-1 計画の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

日本は温室効果ガス排出削減のため、都市緑化や森林等による吸収量の確保により、2030年度において2013年度比26%削減することを目標としており、地球温暖化対策と経済成長を両立させる革新的技術開発に注目が集まっています。

比企広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、2014年（平成26年）4月に「第1次比企広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を策定し、環境へ配慮した取り組みをおこなっています。

前計画策定から3年が経過し、計画内容及び温室効果ガス排出量の削減目標等の見直しを図るため、新たに「第2次比企広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定し、一層の省エネルギー対策に努めてまいります。

1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

温対法第20条の3の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、都道府県及び市町村は、実行計画の策定が義務付けられています。

一部事務組合等の地方公共団体においても、地方自治法第292条の規定に基づき、都道府県及び市町村の規定の準用により、実行計画を策定しなければならないとされています。

1-3 計画の目的

本計画は、本組合から排出される温室効果ガスを削減するために、職員による積極的な省エネや省資源などの取り組みを推進することを目的としています。

1-4 基準年度と計画の期間

本計画は2014年（平成26年）度を基準年度とし、計画期間（以下「第2次期間」という。）は2017年（平成29年）度から2020年（平成32年）度までの4年間とします。

1-5 計画の範囲

(1) 対象範囲

本組合のすべての事務・事業が対象となり、消防業務における消火活動、救急活動等も含まれます。

また、本組合から委託されて施設の管理、運営をおこなっている東松山斎場の指定管理者に対しても、温室効果ガス排出抑制の措置を講じるよう協力を求めます。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、ガス（ガソリン、灯油、軽油、LPG等）の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行

温対法第2条第3項で定めている温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)を本計画の対象とします。

ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、使用状況の把握が困難なため、対象外とします。

2. 第1次期間の達成状況

2-1 温室効果ガス排出状況

前計画の第1次期間（平成26年度から平成28年度）の目標は、平成28年度までに基準年度（平成24年度）比で温室効果ガスの排出量を8.75%以上削減することです。

	平成24年度 (基準年度)	目 標	第1次期間 削減目標
排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,251,852	基準年度から8.75% 以上削減する。	1,142,315

表1 温室効果ガス総排出量の状況

単位：kg-CO₂

		H24年度 (基準年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H26~H28 平均	
電気使用による排出量		509,843	505,016	508,647	348,918	454,194	
燃料使用 による 排出量	ガソリン	174,865	183,165	174,749	173,135	177,016	
	軽油	75,207	83,750	81,269	83,980	83,000	
	LPG	64,258	29,452	28,805	31,498	29,918	
	灯油	422,976	416,135	410,722	413,864	413,574	
自動車 走行 による 排出量	ガ ソ リ ン	普通・ 小型乗用車	459	535	485	484	501
		小型貨物車	3	0	0	0	0
		特殊用途車	3,538	3,673	3,475	3,391	3,513
		バス	77	70	51	62	61
	軽 油	特殊用途車	626	691	629	629	650
温室効果ガス 総排出量		1,251,852	1,222,488	1,208,831	1,055,962	1,162,427	
削減率（基準年度比）		-	2.3%	3.4%	15.6%	7.1%	

※小数点以下を四捨五入しているため、総排出量が必ずしも一致しません。

2-2 エネルギー使用量等の状況

表2 エネルギー使用量等の状況

取組項目		H24年度 (基準年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H24~H28 平均
電気使用量 (kWh)		1,098,799	1,090,431 (△8,368)	1,103,216 (+4,417)	1,161,435 (+62,636)	1,118,361 (+19,562)
燃料 使用 量	ガソリン(ℓ)	75,319	78,894 (+3,575)	75,269 (△50)	74,574 (△745)	76,246 (+927)
	軽油 (ℓ)	29,094	32,399 (+3,305)	31,439 (+2,345)	32,488 (+3,394)	32,109 (+3,015)
	LPG (m ³)	9,829	4,505 (△5,324)	4,406 (△5,423)	4,818 (△5,011)	4,576 (△5,253)
	灯油 (ℓ)	169,905	167,157 (△2,748)	164,983 (△4,922)	166,245 (△3,660)	166,128 (△3,777)

※括弧内の数字は基準年度比です。

表1のとおり、第1次期間では基準年度比で15.6%削減となり、目標を達成しました。ただし、表2のとおり、電気使用量は基準年度と比較すると大きく増加していましたが、対象となる施設のうち電気事業者が一部変更となっており、排出係数による影響が大きいと考えられます。そのため、平成29年度以降においても電気事業者が一部変更となるため、排出係数による影響を受けるものと推測されます。

一方で、ガソリン使用量には消防車両や救急車両、霊きゅう自動車が含まれており、電気使用量には消防庁舎をはじめ、通夜や告別式を行う斎場も含まれているため、職員の努力だけでは削減が難しい状況です。

引き続き、消防車両や救急車両以外の公用車両の運転時にはエコドライブに努め、業務や健康上支障のない範囲で不要な照明の部分消灯を図るなど、使用量の削減に努めてまいります。

3. 削減目標

3-1 温室効果ガス排出削減目標

	平成 26 年度 (基準年度)	目 標	第 2 次期間 削減目標
排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,222,488	基準年度から 8.75% 以上削減する。	1,115,520

本計画の第 2 次期間では、表 1 及び表 2 の結果を勘案し、基準年度（平成 26 年度）比で平成 32 年度までに 8.75%以上削減を目指します。

3-2 エネルギー使用量等の削減目標

上記の削減目標を達成するため、引き続き電気及びガソリン等の使用量の削減に努めます。

表 3 エネルギー使用量等の削減目標

所属	取組項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (2020 年度) 目標	削減率	
消 防	電気使用量 (kWh)	791,049	721,832	約 8.75 %	
	燃 料	ガソリン (ℓ)	76,930		70,199
		軽油 (ℓ)	32,399		29,564
		LPG (m ³)	4,349		3,968
		灯油 (ℓ)	2,527		2,306
事 務 局	燃 料	ガソリン (ℓ)	554	506	約 8.75 %
斎 場	電気使用量 (kWh)	299,382	273,186	約 8.75 %	
	燃 料	ガソリン (ℓ)	1,410		1,287
		LPG (m ³)	156		142
		灯油 (ℓ)	164,630		150,225

4. 具体的な取り組み

4-1 取り組み方針

温室効果ガスの排出抑制を図るため、具体的な取り組み項目は以下のとおりです。

表4 具体的な取り組み内容

取り組み項目		具体的な取り組み
電気使用量の削減	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。 ・会議室等の冷暖房は、会議等の開始時刻から使用する。 ・冷房の適正管理に伴う措置として、夏季におけるネクタイ及び上着の着用を不要とする軽装を実施する。 ・エアコンのフィルター等をこまめに清掃する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや勤務時間外には不必要な照明を消灯する。 ・会議室、給湯室、トイレ等は使用時のみ点灯する。
	ノー残業デー	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日をノー残業デーとし、徹底を図る。
	OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間使用しない場合は主電源を切り、使用にあたっては省電力機能を有効活用する。 ・昼休みや勤務時間外にはパソコンの使用を控え、省エネモードへ移行または電源を切る。
リサイクルの推進	紙ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷等を徹底する。 ・印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底する。 ・会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。 ・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。 ・ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。
燃料使用量の削減	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の際は積極的に公共交通機関等を活用し、公用車の使用を控える。 ・公用車を使用する際は、相乗りや効率的なルート設定に努める。 ・ unnecessary 荷物を積まないよう徹底する。 ・急発進、急加速を避け、エコドライブに努める。 ・公用車にハイブリット自動車などの燃費効率の良い自動車への移行を検討する。

5. 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制

本組合における地球温暖化対策実行計画は、以下の体制で温暖化防止の取り組みの把握と点検を行います。

各所属の職員は、推進本部と連携しながら積極的に温室効果ガス削減への取り組みを実践し、改善策の検討・提案等について協力します。

全体の取り組みを総括する推進本部は、事務局と消防本部の推進責任者とし、実行計画の進行管理を行い、事務局において各所属の取り組みを推進する上で事務を担当します。

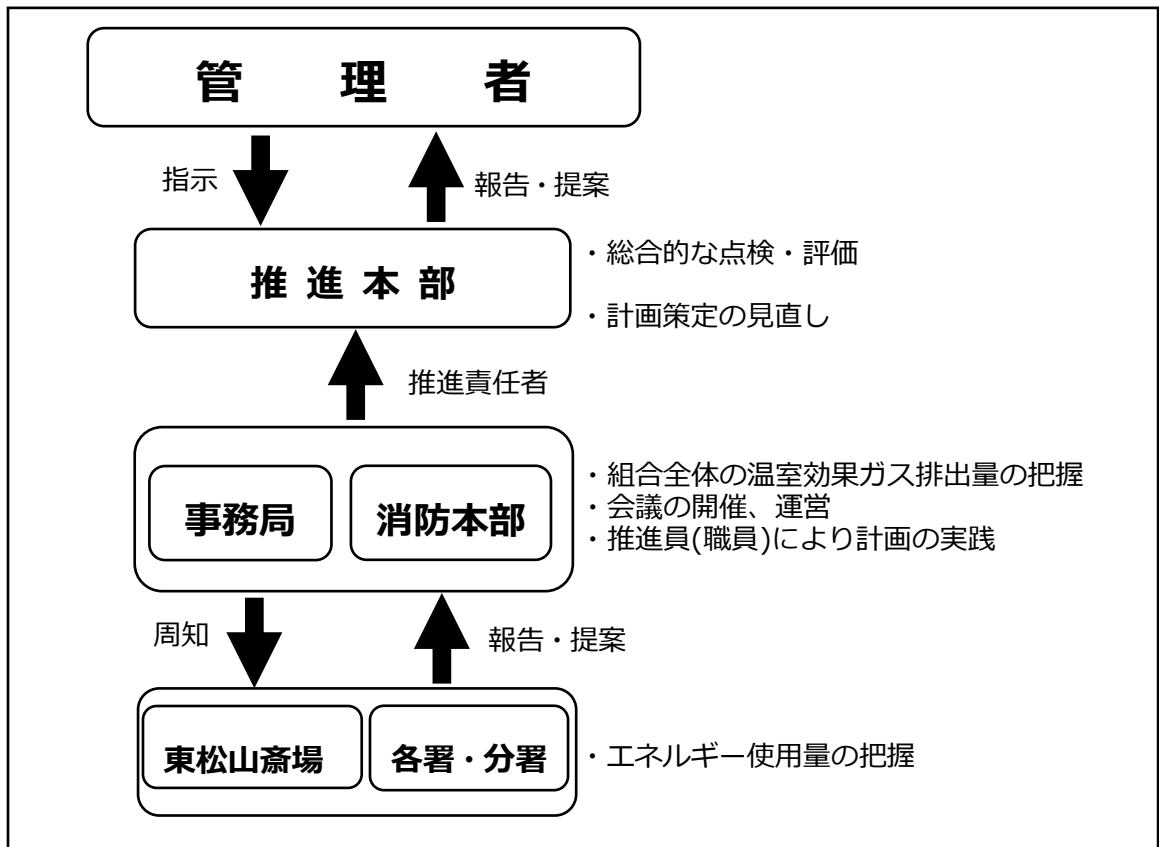


図1 推進体制

5 - 2 点検及び実施状況の公表

毎年、温室効果ガス排出量算定の基礎となるエネルギー使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定します。

対前年度比較等を行い、取り組みの効果について点検し、実行計画に基づく措置の実施状況を毎年1回公表します。

点検の公表は、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることによって、より積極的な環境保全に向けた取り組みにつながることを期待されます。

